



2025/02/28 20:01 現在の情報です。

専有部分の家屋番号		3 4 5 - 2 - 1 ~ 3 4 5 - 2 - 4 7 3 4 5 - 2 - 5 2 3 4 5 - 2 - 5 4 ~ 3 4 5 - 2 - 6 6						
表 題 部		(一棟の建物の表示)		調製	平成 4 年 2 月 2 0 日	所在図番号	余 白	
所 在		横浜市港北区綱島西二丁目 3 4 5 番地 2				余 白		
建物の名称		ニックハイム綱島第二				余 白		
① 構 造		② 床 面 積			原因及びその日付〔登記の日付〕			
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋 コンクリート造陸屋根 7 階建		1 階			9 6 8	:	7 7	余 白
		2 階			1 0 7 2	:	1 8	
		3 階			6 9 0	:	8 1	
		4 階			6 9 0	:	8 1	
		5 階			6 9 0	:	8 1	
		6 階			6 9 0	:	8 1	
		7 階			6 9 0	:	8 1	
余 白		余 白			:	:	:	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 4 年 2 月 2 0 日
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)								
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番		③地 目	④ 地 積		登 記 の 日 付		
1	横浜市港北区綱島西二丁目 3 4 5 番 2		宅地	1 7 3 5 : 3 3 :		昭和 6 3 年 1 0 月 2 0 日		

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0 2 2 4 0 0 0 1 1 6 0 7 3
家屋番号	綱島西二丁目 3 4 5 番 2 の 1 4			余 白
建物の名称	4 0 5			余 白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	4階部分 5 8 : 7 0	昭和5 5 年 9 月 1 8 日新築	
余 白	余 白	余 白	:	昭和6 3 年法務省令第3 7 号附則第2 条第2 項の規定により移記 平成4 年 2 月 2 0 日
			:	
			:	
			:	
表 題 部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	4 7 万 3 3 2 分の 6 3 8 4	昭和6 3 年 1 0 月 2 0 日敷地権 〔昭和6 3 年 1 0 月 2 0 日〕	

権 利 部 (中 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和55年12月5日 第102463号	
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成29年1月16日 第687号	
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年2月20日
2	関良子持分全部移転	平成28年10月20日 第34001号	
付記1号	2番登記名義人住所更正	平成29年1月16日	原因 錯誤

		第688号	
3	所有権移転	平成29年1月16日 第689号	原因 平成29年1月16日売買 所有者 横浜市港北区大曽根三丁目21番22 号 有 限 会 社 昭 栄

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 日 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和55年12月5日 第102465号	
2	抵当権設定	昭和55年12月15日 第106326号	
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年2月20日
3	1 番抵当権抹消	平成8年3月29日 第11823号	原因 平成8年3月29日介済
4	抵当権設定	平成8年3月29日 第11824号	原因 平成8年3月29日保証委託契約による 求償権同日設定 債権額 金600万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 横浜市港北区綱島西二丁目7番18- 405号 関 幹 夫 抵当権者 横浜市西区みなとみらい三丁目1番 1号 横 浜 信 用 保 証 株 式 会 社
5	2 番抵当権抹消	平成13年3月6日 第7509号	原因 平成13年1月4日主債務消滅
6	4 番抵当権抹消	平成13年4月25日 第17174号	原因 平成13年3月21日主債務消滅

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。